

災害立法の契機は何か～天・地・人

災害関連立法を規定する要素

↓
■災害(種類, 規模, インパクト)

■地的要素(外圧, 地域, 経済背景)

■人的要素(官僚, 政治家, 専門家, 市民)

弁護士 津久井 浩

個人補償1～災害弔慰金等法

昭和34年伊勢湾台風時
(S36 災害対策基本法成立/個人補償見送り)

↓
昭和42年羽越豪雨
(S48 災害弔慰金法成立)

↓
平成23年東日本大震災
(H23 災害弔慰金法改正/兄弟姉妹に拡張)

個人補償1～災害弔慰金等法

昭和34年伊勢湾台風時
(S36 災害対策基本法成立……国法)

↓
昭和42年羽越豪雨
(S48 災害弔慰金法成立……議員立法)

↓
平成23年東日本大震災
(H23 災害弔慰金法改正……市民運動)

個人補償2～被災者生活再建支援法

不存在
↓
平成10年 成立
↓
平成16年 第1次改正
↓
平成19年 第2次改正

←阪神淡路大震災
←中規模災害の連続
←大規模災害の連続

個人補償2～被災者生活再建支援法

不存在
↓
平成10年 成立
↓
平成16年 第1次改正
↓
平成19年 第2次改正

←市民運動
←鳥取県等の条例
←専門家の働き

私法/罹災都市借家臨時処理法

阪神淡路 → 借家借家臨時処理法
 臨時中 → 臨時借家土地物件例
 事後 → 罹災土地借家借家臨時処理法
 転用 → 同法を自然災害に適用
 阪神淡路 → 同法の見直し改正へ

私法/罹災都市借家臨時処理法

関東大震災 → 借家借家臨時処理法
 (バラックの保護)
 臨時中 → 臨時借家土地物件例
 (私権の一時的停止)
 事後 → 罹災土地借家借家臨時処理法
 (貸料額と土地価額)
 転用 → 同法を自然災害に適用
 (立て壊す自然災害)
 阪神淡路 → 同法の見直し改正へ
 (現代社会とのミスマッチ)

災害の種類と立法

- 南海地震(大規模災害) → 災害救助法
- 福井地震(建物被害) → 建築基準法
- 伊勢湾台風(広域甚大) → 災害対策基本法
- 新潟地震(都市災害) → 地震保険法
- 桜島・浅間山(噴火) → 活火山対策特措法
- 宮城県沖地震(裁判) → 建基法改正(耐震)
- 阪神淡路大震災 → 耐震法, 密集法, 支援法
- JCO事故(原発事故) → 原子力災害対策特措法

東日本大震災

宿題のオンパレード

- 津波対策
- 原発事故への対処
- 理念の欠如
- 積み残し(二重ローン)
- 積み残し(請法)
- 通疎地の復興

東日本大震災

宿題のオンパレード

- 津波対策 → 津波対策の推進に関する法律
- 原発事故への対処 → 法解釈でごまかし
- 理念の欠如 → 東日本大震災復興基本法
- 積み残し(二重ローン) → 検討中
- 積み残し(請法) → 私法分野はいくつか改善
- 通疎地の復興 → 復興特別区域法

外圧による立法

- シャープ警告(=東洋経済新報社)
 - 災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律
(災害復旧費の全額国庫負担の實現)
- 責任の転嫁(=朝日新聞)
- 原発の関連業者の免責(=朝日新聞)
 - 原子力損害の賠償に関する法律
(原子力損害賠償法(=原子力法))
- 日本国憲法(=朝日新聞)

復興基本法としての憲法

■災害

→立て続いた自然災害と、戦災による焦土

■時代背景

→復興気運の高揚、占領軍による民主化外圧

■人的要素

→GHQ, リベラリスト, 国民の支持

復興基本法としての憲法

■被災者が主体(=国民主権)

■市民主導の復興計画(=民主主義)

■被災地の意思尊重(=地方自治)

■被災者の災害救助(=生存権)

■住宅の確保(=居住の自由)

■地元産業の復興(=営業の自由と公共の福祉)

■ボランティアの支援(=新しい公共-憲法後編)

■津波からの安全(=生命の最大限の尊重)

■絶望から希望へ(=幸福追求権の回復)

■被災者の自立(=自己決定権)

法の役割(災害と法の関係)

誰のために、何のために、法制度が必要か

↓

被災者のために、

絶望を少しでも希望に変えるために、

人を救うために法がある

法の役割(災害と法の関係)

■災害 → 既存の社会制度の欠点の発見

■時代と地域 → 求められる社会像の確認

■人的要素 → 担い手の登場・発掘

↓

これらが組み合わさったところに法が生まれる